

申請に対する処分個別票

| | |
|-------------------|---|
| 所管局部担当名 (電話番号) | 健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9986) |
| 処分担当名 | 健康局健康推進部生活衛生課 |
| 処分の名称 | 販売業登録申請、更新申請 |
| 概要 | 毒物及び劇物取締法において、毒物または劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物または劇物の販売等を行ってはけません。大阪市内において毒物劇物の販売業を行う場合は大阪市長の登録を受けなければなりません。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 毒物及び劇物取締法第4条第2項、第3項、第5条（登録基準） (昭和25年12月28日法律 第303号) 大阪市毒物劇物販売業及び特定毒物研究者の登録等審査基準(健康局健康推進部生活衛生課窓口に設置) |
| 審査基準 | (審査基準) 毒物及び劇物取締法第5条の規定及び「大阪市毒物劇物販売業及び特定毒物研究者の登録等審査基準」に適合していること。 (登録の申請) 1 登録申請書には次の書類が添付されていること。 (1) 毒物劇物販売業登録申請書（毒物及び劇物取締法施行規則別記第2号様式 1部） (2) 店舗の平面図並びに付近見取り図 (3) 毒物劇物保管場所の概要図 (4) 申請者が法人の場合は、登記事項証明書（発行日より6カ月以内）又は定款、寄付行為の写し (5) 毒物劇物取扱責任者設置届 ア 毒物劇物取扱責任者資格を証する書類 イ 毒物劇物取扱責任者の診断書 ウ 雇用関係証明書又は雇用契約書の写し 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。 (登録の更新) 引き続き同一の登録を受ける場合は、有効期限の満了する前に、登録更新 申請を行うこと。 1 登録更新申請書には次の書類が添付されていること。 (1) 毒物劇物販売業登録更新申請書（毒物及び劇物取締法施行規則別記第5号様式 1部） (2) 登録票 紛失した場合には、紛失理由書 2 申請手数料 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例に定める額とする。 |
| 標準処理期間 | 新規登録申請 21日間 登録更新申請 14日間（年末更新は3ヶ月間） ※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数 |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 大阪市役所2階南東側 健康局 健康推進部 生活衛生課 |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。 手数料につきましては、担当において納付書（現金での納入）を作成いたします。 |
| 手数料 | 申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。 |
| 相談窓口 | 大阪市役所2階南東側 健康局 健康推進部 生活衛生課 |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004813.html |
| 備考 | |